

契約書や領収書に消費税額を明示した場合の収入印紙の課税標準

山口 昇 税理士

Q

当社は新潟県内でパンの製造小売業を営む有限会社です。このたび、長年の夢であった第二号店を近隣の市町村に出店する運びとなり、五〇〇〇万円で購入した店舗建設に係わる請負工事契約を建設会社と交わすこととなりました。

この場合、この契約に伴って作成する契約書に収入印紙の貼付が必要と思いますが、収入印紙は五〇〇〇万円に対しての税額なのか、実際に支払う消費税込みの五二五〇万円（五〇〇〇万円×1.05）に対しての税額となるのか、お教えください。

印紙税とは

印紙税とは、印紙税法別表第1の課税物件表に掲げられている各種契約書、約束手形等の証券、売上代金に係る金銭等の受取書など、特定の文書を課税物件とし、その文書の作成者に対して課税される税金です。

また、印紙税は印紙税の課税される文書に印紙を貼り付け、消印することによって納付することを原則としていることから、この名称で呼ばれています。

なお、課税文書に該当するかどうかはその文書の表題等ではなく、その内容に基づいて実質的な意味をくみ取って判断することになりますので、注意が必要です。

請負に関する契約書

工事請負契約書、工事注文請書、物品加

工注文書、広告契約書などは、印紙税法における課税物件表第2号に掲げられている課税文書「請負に関する契約書」に該当します。

今回お尋ねの店舗建設の請負契約に伴う契約書は、この「第2号文書」に該当し、収入印紙を貼付し、消印することが必要となります。

この場合の印紙税の税額は、その契約書に記載された契約金額により、一通につき、〈表〉のとおりとなっています。

なお、不動産の譲渡契約書および請負に関する契約書で、以下の要件に該当する場合は、印紙税が軽減されます。

- a 契約書に記載された契約金額が一〇〇〇万円を超える場合
- b 平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日までに作成されるものである場合

請負工事五〇〇〇万円、これに係る消費税二五〇万円の合計五二五〇万円を支払う

内容の請負契約書の場合、この契約書に係る印紙税は、消費税込みの金額に対して貼るのか、それとも消費税抜きの金額で貼るべきかの問題が生じますが、消費税の金額が区分記載されている場合には、消費税の金額を含めない金額（五〇〇〇万円）とし、区分記載されていない場合には、その金額（五二五〇万円）を課税標準とすることとなります。

したがって、区分記載されている場合には一五五〇〇〇円（五〇〇〇万円が課税標準となるため三〇〇万円超五〇〇万円以下の区分）となり、区分記載されていない場合には四万五〇〇〇円（五二五〇万円が課税標準となり、五〇〇〇万円超一億円以下の区分）となり、今回のケースでは、この記載方法の違いにより三万円もの差が生じることとなります。

領収書

また、この工事を請け負った建設会社が工事代金五二五〇万円を領収した際に発行する領収書についても、印紙税法上の17号文書「売上代金に係る金銭の受取書」に該当し、収入印紙を貼ることになりますが、その領収書においても、消費税の金額が区分記載されているか否かによって、その金額が異なる扱いとなります。

ケース①は消費税の金額を区分記載されていないため、五二五〇万円が課税標準と

〈表〉印紙税の早見表（抜粋）

（単位：円）

課税標準	文書番号	1号文書	2号文書	17号文書
	物件名	①不動産譲渡契約書②地上権・土地の賃借権の設定・譲渡契約書③消費貸借契約書	請負契約書	売上代金に係る金銭の受取書
10万円以下		200		
10万円超 50万円以下		400	200	200
50万円超 100万円以下		1,000		
100万円超 200万円以下			400	400
200万円超 300万円以下		2,000	1,000	600
300万円超 500万円以下			2,000	1,000
500万円超 1,000万円以下		10,000	10,000	2,000
1,000万円超 2,000万円以下	(注1)		(注2)	4,000
2,000万円超 3,000万円以下		15,000 (20,000)	15,000 (20,000)	6,000
3,000万円超 5,000万円以下				10,000
5,000万円超 1億円以下		45,000 (60,000)	45,000 (60,000)	20,000
1億円超 2億円以下				40,000
2億円超 3億円以下		80,000 (100,000)	80,000 (100,000)	60,000
3億円超 5億円以下				100,000
5億円超 10億円以下		180,000 (200,000)	180,000 (200,000)	150,000
10億円超 50億円以下		360,000 (400,000)	360,000 (400,000)	200,000
50億円超		540,000 (600,000)	540,000 (600,000)	
契約金額の記載がないもの（1通につき）		200	200	200
非課税物件	契約金額の記載のある契約書のうち、契約金額が1万円未満のもの		1号文書と同じ	記載された受取金額が3万円未満のもの

（注1）不動産譲渡契約書（1号文書①）で、軽減される場合の金額。（ ）内は②、③および④の軽減されない場合の金額。ただし、②および③の契約を、①の不動産譲渡契約書の上でした場合でも、この軽減された金額が適用される。

（注2）請負契約書で、建築業法第2条第1項に規定する建築工事の契約の場合の金額。（ ）内は軽減されない場合の金額。

ケース①

領収書
〇〇〇様
金52,500,000ー
上記金額を領収しました。
△△△建設

ケース②

領収書
〇〇〇様
金52,500,000ー
(うち消費税2,500,000円)
上記金額を領収しました。
△△△建設

収入印紙の消費税法上の取り扱い

契約書や領収書に貼付される収入印紙を購入した場合は、消費税法上非課税仕入と

なり、二万円（五〇〇〇万円超一億円以下）であるのに対し、ケース②は消費税の金額が区分記載されている場合に該当し、五〇〇万円が課税標準となつて、一万円（三〇〇〇万円超五〇〇〇万円以下）の収入印紙となります。

金券ショップ等では収入印紙が額面の九八〇前後で売られているのが実態のようですが、仮に一万五〇〇〇円分の収入印紙であれば一万四七〇〇円くらいで買

え、この場合、郵便局で買うより三〇〇円ほど安くなる計算です。

しかし、先に述べたように、収入印紙を「郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所」以外の場所で購入した場合には消費税の課税対象となるため、消費税の申告においては、課税事業者で本則課税を採用している事業者の場合には、この収入印紙の購入代金が課税仕入となり、結果的に納付すべき消費税が七〇〇円（一万四七〇〇円×五／一〇五）もの節約となることとなります。

特に、印紙税の購入額の大きい建設会社や不動産会社にとっては、納付すべき消費税額が大幅に減少することとなります（逆に、郵便局から購入した収入印紙を金券ショップ等に売却した場合には、消費税の計算上課税売上となりますので、注意が必要です）。